

抵当権抹消登記の申請手続の御案内

平成27年11月
法務省民事局・神戸地方法務局

お知らせ

平成27年11月2日から、抵当権の抹消の登記の申請をするときは、登記申請書に抵当権者（金融機関等）の会社法人等番号を記載することになりました（注1）。

これに伴い、抵当権者の代表者の登記事項証明書の添付は不要になりました。

平成27年10月30日 受付分まで	平成27年11月2日 受付分から
金融機関の代表者の 登記事項証明書を添付	金融機関の会社法人等 番号を記載（注2）

（注1）不動産登記令（平成16年政令第379号）第7条第1項第1号イ
（注2）抵当権者の会社法人等番号は、各金融機関等で御確認ください。

- 抵当権の抹消の登記の申請書の作成方法については、法務局ホームページを御覧ください。

当該登記の申請書には、次の①、②及び③の添付が必要です。なお、抵当権設定後に、抵当権者（金融機関等）の商号・本店等に変更がある場合には、④も必要となります。

- ①登記原因証明情報（抵当権者作成の解除証書など）
- ②委任状（抵当権者作成の委任状。例えば、①及び②の作成日欄が空欄の場合など不備があると登記をすることができませんので、抵当権者に御確認ください。）
- ③登記識別情報・登記済証（抵当権設定登記時の書類で抵当権者から提供又は交付されたもの）
- ④変更証明書（抵当権者から貸与された閉鎖登記事項証明書、閉鎖登記簿謄本等）

- 抵当権の抹消の登記の申請の代理又は申請書の作成については、司法書士に依頼することができます。

日本司法書士会連合会ホームページの司法書士検索のページから氏名又は地名により司法書士を検索することができます。検索した司法書士の情報には、事務所所在地や電話番号が掲載されています。

- 司法書士会では、各地で登記相談を実施しています。

日本司法書士会連合会ホームページの司法書士総合相談センターのページから最寄りのセンターを検索することができます。同ページから、登記相談の開催日時・場所・方法（面談・電話）・内容・予約の可否を確認することができます。

兵庫県司法書士会では、県内各地で無料相談会を実施しています。日時・会場等は、兵庫県司法書士会総合相談センター（078-341-2755）までお問い合わせください（平日午前9時～午後5時）。

兵庫県司法書士会 神戸市中央区楠町2-2-3 <http://shihohyo.or.jp/>

※ 登記の申請をする法務局については、法務局ホームページ又は裏面を御覧ください。

神戸地方法務局不動産登記管轄区域一覧

平成27年11月現在

庁名	所在地	不動産登記管轄	電話番号
本局	神戸市中央区波止場町1-1 (神戸第二地方合同庁舎)	神戸市(中央区, 兵庫区, 灘区)	078(392)1821 (不動産登記部門)
須磨出張所	神戸市須磨区中落合3-1-7	神戸市(須磨区, 長田区, 垂水区)	078(794)2045
北出張所	神戸市北区惣山町1-7-11	神戸市(北区)	078(594)3351
東神戸出張所	神戸市東灘区深江本町4-4-1	神戸市(東灘区), 芦屋市	078(451)7955
西宮支局	西宮市浜町7-35	西宮市	0798(26)0061
伊丹支局	伊丹市昆陽1-1-12	伊丹市, 川西市, 猪名川町, 宝塚市	072(779)3451
三田出張所	三田市三田町39-6	三田市	079(563)2707
尼崎支局	尼崎市東難波町4-18-36	尼崎市	06(6482)7401
明石支局	明石市大明石町2-4-25	明石市, 神戸市(西区), 三木市	078(912)5511
柏原支局	丹波市柏原町柏原516-1	丹波市, 篠山市	0795(72)0176
姫路支局	姫路市北条1-250	姫路市, 神河町, 市川町, 福崎町	079(225)1915
加古川支局	加古川市野口町良野1749	加古川市, 高砂市, 稲美町, 播磨町	079(424)3555
社支局	加東市社539-2	西脇市, 加西市, 小野市, 加東市, 多可町	0795(42)0201
龍野支局	たつの市龍野町富永879-2	たつの市, 宍粟市, 相生市, 赤穂市, 太子町, 佐用町, 上郡町	0791(63)3221
豊岡支局	豊岡市寿町8-4	豊岡市, 香美町, 新温泉町	0796(22)2703
八鹿出張所	養父市八鹿町朝倉1154-1	養父市, 朝来市	079(662)2767
洲本支局	洲本市山手1-2-19	洲本市, 淡路市, 南あわじ市	0799(22)0497

※1 各登記所へのアクセスについては、神戸地方法務局ホームページ「管轄・取扱事務一覧」をご覧ください。

※2 登記に関する相談を希望される場合は、必ず電話等で御予約の上、お越しください。

※3 登記相談では、登記申請の事前審査は行っていません。

※4 登記相談は、書類作成のアドバイスと書類内容の形式的なチェックのみを行っています。